

令和3年度第3回生涯学習審議会会議録

1 日 時

令和3年10月5日（火）15時 開会

2 場 所

流山市文化会館（中央公民館）第2会議室

3 議 題

- (1) 第2次流山市子どもの読書活動推進計画の策定について
- (2) その他

4 出席委員

土屋委員 遠藤委員 大館委員 上野委員 松本委員 西岡委員
天農委員 秋山委員 中村委員 山田委員 若松委員

5 事務局

石戸生涯学習部次長兼生涯学習課長 新倉図書館長 伊藤スポーツ振興課長
秋谷博物館長 寺門公民館長 加藤生涯学習課係長（司会）
下柳田図書館係長 岡田図書館司書 中松図書館司書 飯塚図書館司書
島田会計年度任用職員（記録）

6 傍聴者 なし

7 会議録

【15時 開会】

（司会）

只今より、令和3年度 第3回 流山市生涯学習審議会を開催します。
はじめに、生涯学習部次長よりご挨拶申し上げます。

（生涯学習部次長）

生涯学習部次長兼生涯学習課長の石戸です。

本日はご多用の中、審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。
また、平素より本市の生涯学習の推進には、多大なるご尽力を賜り心からお礼申し上げます。本日は、前回に引き続き、第2次流山市子どもの読書活動推進計画の策定について、忌憚のないご意見をいただきたく存じます。ご審議のほど、よろしく

お願い申し上げます。

(司会)

ここで、配付資料の確認をお願いします。

(図書館長)

図書館長の新倉です。本日の配付資料は、

資料① 第2次流山市子どもの読書活動推進計画の概要

資料② 素案p.12 おおたかの森こども図書館の目標値について

資料③ 第2回生涯学習審議会での質問等への回答

(司会)

過不足はございませんか。

よろしければ議事に入ります。審議会は公開が原則となっていますので、議事録作成のため発言等は録音させていただきますのでご了承ください。

それでは、土屋会長に議事の進行をお願いいたします。

(土屋会長)

はじめに、本日の出席状況を報告します。出席委員は11名で、委員数(12名)の半数以上となりますので、「流山市生涯学習審議会条例」第5条第2項に規定する定足数に達しており、会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、次第に従い進行してまいります。本日の議題は、(1)第2次流山市子どもの読書活動推進計画の策定について、(2)その他となっています。

はじめに、(1)第2次流山市子どもの読書活動推進計画の策定について、図書館長から説明をお願いします。

(図書館長)

第2次流山市子どもの読書活動推進計画の策定に関し、事前にお配りした資料をもとに説明いたします。

前回の審議会では、計画の素案についてご意見をいただきました。本日は、前回の会議で皆様からいただいたご意見・ご質問に対する図書館の回答について説明するほか、計画の概要版を作成しましたので、これをもとに計画の全体像をご覧いただき、ご意見をいただければと思います。

資料③ 第2回生涯学習審議会での質問等への回答をご覧ください。(1)学校図書館についてですが、Q1-3素案39ページの事業110「学校図書館の開館時間の確保に努める」の文言について、新規の事業ならもっと具体的かつ積極的な言葉で表現してほしいというご意見をいただきました。これについては、「学校図書館の開館

時間の確保に努め、子ども達の読書活動推進につなげていきます」という表現に改めたいと思います。

次に、(2) 事業についてですが、Q2-1 素案26ページの事業3「家庭読書を普及させる」ための具体的方策についてご質問がありました。市立図書館で家庭読書の本の展示を行うほか、おすすめの本のリストを公開し、そのリストを子育て関連施設に配布するなどして、家庭読書の大切さをPRしていきます。

これに関連し、Q2-2 素案21ページの計画の「3つの基本方針」(2)について「家庭・地域、市立図書館、学校等の連携・協力による子どもの読書活動の推進」について、「学童クラブ」を入れるべきではないかというご意見をいただきました。子どもにとって身近な環境である具体的施設として、学童クラブを追加したいと思います。

Q2-3 素案33ページの事業61などの「団体貸出」について、学校を対象としたものなのか明示してほしいというご意見がありました。事業主体に「学校」を追加します。

次に、(3) 指標についてですが、素案24ページの特に⑤団体貸出についてのご質問、ご意見を多くいただきました。団体貸出については、前回の会議で近隣市と比較した資料をお出ししましたが、各市における貸出方法、冊数、対象などが異なっていたため、単純に実績の数字を提示したことは適切ではなかったと思います。(例えば、野田市の実績は移動図書館でさまざまな施設を巡り貸し出した数値が含まれ、流山市の実績は学校や保育園等のほか、読み聞かせのボランティア団体へ貸し出した数値が含まれる。)

子どもの読書活動推進計画では、子どもを対象とした団体貸出の数値を算出することが適切であることから、第2次計画では目標値を見直し、かつ第2次計画の最終年度である令和8年度の児童・生徒数が令和元年度の約1.3倍と推計し、令和元年度の児童書貸出実績の1.3倍である18,000冊に修正します。

次に、Q3-5 保護者、子どもたちへの読書活動の啓蒙をどうしていくか、具体的な提案が必要ではないかというご意見がありました。事業21の家庭読書では、家族みんなで読書をすることにより、読書の楽しさや大切さを啓発する狙いがあります。事業7の子ども読書の日を記念する「子ども読書まつり」、事業22の読書週間等に関連する事業、事業30、31の保護者への案内もこれに含まれます。

次に、(4) おおたかの森こども図書館の目標値について、人口が増加した分、数値が増えたのではないかと。人口増加を意識して設定されているのかというご意見をいただきました。資料²をご覧ください。流山市における0歳から18歳までの人口に対する各項目の実績を分析した表です。利用者数、児童書の貸出冊数、おはなし会等の参加人数、いずれも人口の増加の割合以上に増えていることを示しています。

次に、資料¹ 第2次計画の概要版です。第1次計画における状況を示し、これを踏まえて第2次計画における対応について計画案の概要をまとめました。また、裏面については、発達段階別の具体的な取組として、第2次計画で実施していく事業名を列記しました。

計画策定に向けての今後の手続きですが、流山市市民参加条例に基づく市民参加の手続として、11月中旬から、広く市民からご意見を求めるパブリックコメント手続を行います。1か月間の意見募集を経て、いただいたご意見に対する市としての回答を作成し、ホームページに公表します。意見の内容を精査し、必要があれば計画案に反映させていきます。公表の時期は年明け頃を想定しています。その後、2月の教育委員会議にお諮りし、令和4年3月に計画を完成させる予定です。

以上で説明を終わります。

(土屋会長)

前回の皆様からのご意見等に対する回答を含め、図書館長から説明がございました。ご質問等があれば挙手願います。

(山田委員)

説明にあった修正点が反映された冊子はあるのでしょうか。

(図書館長)

今回、冊子は作成していません。

(山田委員)

最終的に推進計画(素案)の素案がとれた冊子が出来ますよね。今日が最後の審議となると、委員として最終版はいつ見られますか。

(図書館長)

最終版は完成した時、来年ということになります。

(山田委員)

ちょっと待ってください。パブリックコメントを行うという事でしたよね。パブリックコメントに出す計画案は、審議会で審議した結果が反映されるということですよ。そうであると、今審議した結果が出てこないというのはどういうことですか。審議会としての最終成果は、今日示されたこの資料でよろしいのでしょうか。

(図書館長)

本日の会議では、審議会として計画に盛り込むべきと考える内容を答申としていただく答申案の審議・決定をしていただきたいということで、計画そのものを決定するというわけではないということでご理解いただきたいと思います。

(生涯学習部次長)

本審議会につきましては、皆様に計画(素案)をお示しして、その内容を精査して

いただき、審議会のご意見として答申をいただく形になっています。審議会としての答申案は、この後、皆様にお示しします。

(山田委員)

答申案というのはペーパーですよ。会長から教育長に対して、よろしく願いしますという形式で。今ここで示されているのは未完成品です。最終的に教育長に提出するのは素案までで、改めて意見を盛り込んだその結果は、我々委員には諮れないということですか。それは必要ないということですか。

(図書館長)

分かりました。パブリックコメントを行う前に、皆様には、その時点での計画案をお送りします。

(山田委員)

当然ですよ。責任を持って我々はやっているわけなんだから。それでそれはいつ出るのですかってことなんですけど、それと一緒に完成版が教育長に対して会長が答申を出されるのではないのですか。今日この段階できちんと完成版が出来ていないとおかしいのではないのですかという質問です。

(生涯学習部次長)

完成版については、審議会から答申をいただき、意見について反映できるものについては反映して出来上がります。

(山田委員)

それは分かっています。完成版がどの段階であがるのか聞いているんです。パブリックコメント後ではおかしくないか。出来上がった計画には答申の意見が入りますよね。教育長に対しては答申とそれが盛り込まれた計画を会長が示すべきで、当日我々はその日に完成版は見られないのですか。

(図書館長)

市役所庁内でパブリックコメントを実施することが決定するのは11月の庁議で、その前に答申をいただくこととなります。10月中には委員の皆様にお示ししたいと思います。郵送させていただきます。

(山田委員)

その後我々が意見をいう事は出来ないのですね。

(図書館長)

はい、そうなります。

(土屋会長)

今回の資料だけでは修正箇所が見えにくいので、全体の中ではどうか確認したいところです。訂正された部分が、前回いただいた計画素案の何ページの何行目なのか示してもらった方が、修正された現物が無いまでも、我々も納得し、理解が進むと思うのですが。

(図書館長)

第2回会議で配付した資料¹ 計画(素案)のどこが訂正されるのか、本日の資料³の質問等への回答に基づいて説明します。

素案39ページ、事業110「学校図書館の開館時間確保に努める。」という部分を、「学校図書館の開館時間の確保に努め、子ども達の読書活動推進につなげていきます。」と文言を改めます。

21ページ、3つの基本方針(2)「家庭・地域、市立図書館、学校、保育所・幼稚園」の後に、子どもにとって身近な環境である具体的施設として「学童クラブ」を追加します。

33ページ、事業61の団体貸出について、事業主体が市立図書館だけだったものに「学校」を加えます。

24ページ、「目標とする指標」の⑤団体貸出の利用冊数の目標値を見童書のみに見直し、16,000冊から18,000冊に修正します。

変更点は以上です。

(山田委員)

資料¹ 推進計画の概要の中で、発達段階別の具体的な取組に示されている事業の最後の()内の数字は素案の事業番号と一致しているのですよね。そうすると、事業67は資料¹の学校の取組「国語の授業における読書活動の促進」とどういった関係があるのでしょうか。

(図書館長)

資料を取りに行ってくるので、その間、説明を保留にさせていただきます。

(土屋会長)

資料³ (3) 指標について、「指標⑤における「団体」は、小・中学校なのか、幼稚園や保育園も含まれるのか決める必要がある」に対して、「幼稚園、保育園も含まれます」とありますが、資料だけ見ると分からない場合があるかと思いますが、例えば、素案24ページ⑤団体貸出の欄外に、「学校だけでなく、幼稚園、保育園も含む」と注意書きを書く方がよいのではないかと思います。団体貸出について見童書のみ限定

しているなど、せっかく質問に対して回答をいただいているので、資料に入れていただくのが望ましいかと思います。

(図書館長)

団体貸出は小・中学校だけではなく、幼稚園、保育園のほか、ボランティアで読み聞かせをしていただいている団体への貸出も含んでいます。団体がこういったものが該当するのか明記させていただきます。

(若松委員)

素案20ページの用語解説に団体貸出の定義が書かれています。団体貸出のほかにブックスタート事業、学校図書館図書標準の解説がありますが、用語解説が何処にあるのか分かり難いので、掲載位置を工夫したり、「ページ参照」といれると良いと思います。

(図書館長)

分かりました。掲載位置を工夫するか、参照を入れさせていただきます。

(山田委員)

用語解説は41ページにもあるので、ひとまとめにすべきではないかと思います。

(図書館長)

第1次の時から、章ごとに分けて末尾に用語解説を入れています。

(土屋会長)

第2章には無いので、巻末かどこかでまとめた方がよい気もしますが、どちらにしても分かりやすい形態への整理をお願いします。

(図書館長)

分かりました。

(中村委員)

資料¹に具体的な取組をまとめていますが、前回の配付資料¹計画(素案)の事業番号とズレていると思うのですが。

(図書館職員)

先程の訂正内容の説明に漏れがありました。事業番号67「国語の授業では、子どもが読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他の教科における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて学校図書

館司書とともに指導を行う」を新たに付け加えています。それに伴い、番号が一つズレています。大変申し訳ございません。

(図書館長)

確認不足で大変申し訳ございません。これは、国語の授業について学習指導要領に基づき追加すべきと学校教育部からの指摘があり、付け加えたものです。事業67、学校が事業主体の新規事業として入れさせていただきます。

先程、山田委員から事業番号67についてご指摘がございましたが、67を新規で加え、それ以降の番号が繰り下がっています。

(若松委員)

最終的に事業は120になるということによろしいですね。

(図書館長)

はい。只今の修正を含め、近日中に修正した冊子を送付させていただきますので、よろしくお願いします。

(山田委員)

確認です。資料¹の取組で下線が引かれている事業は新規事業でよろしいですか。新規事業がたくさんありますが、素案に盛り込まれていなかったのは、今の67だけで大丈夫ですか。

(図書館長)

はい。

(土屋会長)

本計画については、今回で審議が終了となります。事務局で整理していただいた答申案をこの後お配りいただきますが、私の認識不足ですが、答申案自体は素案や概要にあるような細かい資料番号や数字データ等が入ったものではなく、皆様から出たご意見も含めて集約した内容について、項目として整理された文書になるのでしょうか。

(生涯学習部次長)

審議会としての答申は、計画を全体的に見た方向性、大枠での内容になります。ですから、個々の数字をこうしてほしいというような細かい部分までは記載しない考えです。

(松本委員)

私は前回の会議で、幼児期におけるブックスタート事業ということで、本来の国の施策の一つである「絵本を新生児にあげる」という読書推進計画の一番の根源的な施策としての意味があるのではないかとの意見を出させていただきましたが、行政として事情はあるかと思いますが、ご検討いただいたのか、当初から対応は考えていないのか、経過をお示しいただけたらと思います。

(図書館長)

流山市ではブックスタート関連事業として行っており、松本委員としてはブックスタートそのものを行うべきとのご意見と理解しています。検討させていただいた結果は、これから配付される答申案をご覧くださいと思います。

(生涯学習部次長)

答申案をお配りします。

【答申案配付】

(事務局)

前回までのご意見をもとに、事務局案を作成させていただきました。

第2次流山市子どもの読書活動推進計画の策定について（答申）

本市の子どもの読書活動推進施策については、今回の審議の中で、現行の本市子どもの読書活動推進計画に基づき、様々な事業を展開していることを確認しました。

新たな推進計画において、基本的な方向性は大きく変わらないことが分かりましたが、これまでの事業展開の中で不足していると感じる点や、市内の人口増加に伴う社会環境の変化などによる新たな課題も感じるところがありました。

そこで、審議の中で出た主な指摘・意見を以下のとおりお伝えしますので、新たな基本計画に反映できる内容は反映し、事業展開においても生かされるよう配慮願います。

以下4つ、上げさせていただきました。

各部署の連携について、学校でタブレットが導入されたのでネットで図書館と繋がれるような連携、小・中学校間での連携についてのご意見をいただきましたので、

(1) 本推進計画の施策については、計画の理念の具現化に向けて、市立図書館をはじめ、市内小・中学校及び子どもの読書活動推進に係る各部署及び施設が連携して効果的に事業を実施されたい。

学校図書館司書の増員、開館時間の拡充を図られたいとのご意見を、たくさんいただきましたので、

(2) 本の貸出だけではなく、児童・生徒の居場所として学校図書館については、

厳しい財政状況であることは理解しているが、学校図書館司書の増員等により開館時間の拡充を検討されたい。

子どもの読書活動のために保護者への啓蒙が大事であるというご意見、また、本のある施設を利用している子どもと、そうでない子どもとの不平等が生じるとのご意見がありましたので、

(3) 途切れない読書習慣を形成するため、子どもたちだけでなく、保護者への啓発活動を行うとともに、すべての子どもが平等に読書ができるよう、より良い読書環境の構築を図られたい。

ブックスタート関連事業の拡充を図られたいとのご意見がありましたので、

(4) 子どもたちが、さまざまな場面で絵本や読み聞かせに触れる機会が増えるよう、ブックスタート関連事業を拡充されたい。

以上、4つを盛り込ませていただきました。

(土屋会長)

只今の説明について、ご質問やご意見がございましたらお願いします。

松本委員はブックスタートについて、こういった提示となりましたがいかがでしょうか。

(松本委員)

はい、承知しました。

(土屋会長)

私から読書の質をどう考えるかという話をさせていただきました。本人が記録を残して行って、ポートフォリオのような形で自分の目標に対して成果を検討していくということ、貸出冊数や利用時間数のように単純に比較できないのでコンセンサスが得られるかどうか難しいのですが、何か取組が可能かどうか検討いただけているのでしょうか、その点はどうでしょうか。

(図書館長)

会長のご意見は、単なる貸出冊数の数字ではなく、生徒一人ひとりの実績、読書を積み重ねていくソフト面の把握をする方法ということでよろしいでしょうか。

計画(素案)にあります、「読書手帳」を配布しています。個人で読書の記録を残していくひとつの手段ではないかと思えます。学校に配布していますので、進めて行ければと思っています。素案36ページ、事業81、本日の資料³に記載しています。

(秋山委員)

先日テレビで見て、よい取組だと思ったのが、他市で行われている読書通帳で、親子の方にインタビューしていたら、それが励みになるとおっしゃっていました。自分がいつ、どういうものを読んだか記録になってよいと感じていて、実は、今日この審議会で話をしようと思っていたら、資料③に「どくしょつうちょう・読書手帳」のことが書かれていて、取り入れてくれているのだと期待しています。子どもだけでなく大人でも、どういう本を読んだか記録になるし、多少費用を取るのか分かりませんが、こういう取組を、わくわくする楽しい感じでやっていただくと、読む人も増えるのではと思いました。

(若松委員)

答申案の(3)「途切れない読書習慣を形成するため～」の一文に、「子どもの自発的な読書活動を促し」など、「自発的」という言葉の追加が出来れば、読書手帳とか具体的な取組が書かれなくても、趣旨が伝わるのではないかと思います。

(上野委員)

読書貯金、読書通帳など、船橋市での教師時代に学校や市全体で取り組んだ記憶があります。流山市もやっているとのことによかったと思います。子どもも励みになるし、親も子どもが何を読んでいるのか知ることができるので、こうした具体的な取組が一番よいと思うので、流山市ももっといっぱい現場の教師たちや図書関係者から吸い上げる形で、さまざまな事業に取り組めたらよいのではと思います。

(山田委員)

答申案の(3)「より良い読書環境の構築を図りたい」とありますが、「図る」はこれでよろしいのか、あと「構築」という言葉が違和感というか、環境なら「整備」が適切かと思いますが、計画に係るのであれば「構築」なのかと思いますが。

(生涯学習部次長)

審議会からの答申ですから、委員の皆様の意向に合わせて表現を直します。

(土屋会長)

「構築」というと計画をきちんと積み上げるイメージがありますので、計画なら「構築」でも問題ないかと。環境ということなら「整備」だと思います。

(上野委員)

「構築」も使いますので、違和感はないと思いますが。

(若松委員)

制度を築き上げたいということで、「構築」でも差支えないかと。この場合、どちら

でもよいと思います。

(生涯学習部次長)

素案43ページ、子どもの読書活動の推進に関する法律第2条(基本理念)「積極的に環境の整備が推進されなければならない」とありますので、それを引用して、「整備」に修正させていただいてよろしいでしょうか。

(土屋会長)

その件は、事務局と会長に預けてもらえますでしょうか。

(3)に係ることで私が思う「読書手帳」は、いずれはスマホの読書アプリへQRコードで取り込んで書誌情報を読み込めるようなイメージでして、図書館としてもそのようなイメージをしておいていただければ、本人のコメントの蓄積や読書傾向の把握といった方向でもっと活用できて、さらに今後の図書館利用の幅も広がるのではないかと思います。

(天農委員)

子どもたちが持っている読書手帳を見たことがないのですが、どのようなもので、どのように使われているのか教えてもらえますか。

(図書館職員)

どくしょつうちょうと読書手帳は別に発行しているもので、インターネットでも公開しており、ご家庭でも印刷可能です。ご自身で記録していただくアナログ形式のもので、どくしょつうちょうは、お子さん向け、「読書手帳」は大人の方にも広く使っていただけるよう配布しています。本のタイトル、著者名、出版社名、読んだ日付、感想などを書けるスペースがあり、A3で印刷したものを8面に組み立てて使っていただくものです。市立図書館で配布しているものは組み立て済みで、自由に使っていただけます。

(天農委員)

実際に小・中学校では使っているのですか。

(遠藤委員)

使っていません。以前小学校では読書手帳のような、貸出カードを手書きで書いてそれにハンコを押すというアナログな貸出作業をしていたものを、今はパソコン処理で貸し出せるので、圧倒的に子どもたちは読書をしようという気持ちはその方が高まっている状況はあります。どこをターゲットにするか、楽しく記録を付けて溜まっていくことを喜びとすることが出来るレベルの子はよいですが、マンガじゃないと読まないようなレベルの子ではアナログでは、なかなか先へ進まないのでは

というのはあると思います。勧めていただくのはよいが、必ずやりなさいでは逆効果になるかと思います。

(大館委員)

アプリの方が現実的です。本校ではクラスごとにデータを集計して、それを委員会の子たちが廊下に掲示しています。クラスで差があり、ひとつの指標として使ってはいますが、個人個人がメモするというのはなかなかしないかと思います。運用の仕方については検討の余地があると思います。

(秋山委員)

先程話したテレビで見た通帳は、アナログではなくデータです。銀行と同じで、機械があって、そこに通帳を入れると、どういう本で作者が誰かなどの項目を自動で印刷してくれて、さらにデータベースでどういう本が借りられているのか管理できるものでした。どちらかというと、そういうものを流山市にはやってほしいと思っていたので、会長のおっしゃっていたQRで読み込むアプリの、その一步手前のものをやっていただけなのかと思いましたが、さらにアナログだったので、いずれはそういったものを考えていただけたらと思います。

今、中学校などでは読書活動されていて、一番読んだ子を表彰したりしていると思いますので、データベースを多分取っていると思うので、簡易的でも印字できる方法でやると、今の子はアナログじゃない方がよいのではないかと考えています。

(上野委員)

私はアナログしかやってこなかったもので、アナログなものしか頭になかったのですが、小学校ではアナログで十分と言うか、むしろ読んだページを書いていってそれが増えていくことが励みになるのではないかと思いますし、きちんと自分で字を書くことが大切だと思います。中学校だとアプリのような形がこれからはよいかもしれません。

(図書館長)

私は秋山委員がおっしゃった番組を見ていないのですが、それは学校図書館ですか。それとも市立図書館ですか。

(秋山委員)

公共の図書館でした。確かに微妙なところで、デジタル化が進んでくると、大人でも字を書けなくなったりするので、上野委員がおっしゃるように実際に書くことは大事だと思います。ただ、せっかくタブレットが支給されたので、それを活用していくのは可能なのではと思います。

(図書館長)

流山市はタブレットを配布していますが、残念ながらまだ読書への活用に至っていません。確かにデジタル時代でアプリなどもできていますし、実際に読書通帳の機械のカタログが業者から来ることもあります。徐々に普及してきているとは思いますが、導入については費用がかかることですので、予算との兼ね合いと必要性を検討していく必要があります。

(土屋会長)

私は必ずしもデジタル推進派ではないのですが、タブレットのような電子媒体を使うと、どんな傾向の本を自分が読んできたのかが分かったり、アニメや映画、タレントなど自分の好きなものを全部入れて、例えば、関連してこの映画の原作を読みたい、といった読書のきっかけづくりに広げられるのではないかと思います。

(若松委員)

参考までにお話しさせていただきます。ニューヨーク日本人補習授業校の図書室に流山市の小学校で使っているものと同じ図書貸出システムを導入したのですが、小学校用には、楽しみながら読書を進められるように10冊とか20冊ごとに賞状が出る機能や、読んだ冊数で世界一周を巡るゲームのような読書記録表が管理システムに組み込まれていました。流山市で使われている図書貸出システムには、すでに通帳の代わりを果たすこれらの機能が付いていて実際に使われているのではないのでしょうか。

(大館委員)

一緒のシステムですよね。集計や傾向などの分析は出来ますし、管理もすべてソフトウェアで行っていますが、ボランティアの保護者の方にお世話になりながら蔵書整理をやって、システムについてはクラスごとに集計し、担任の裁量によって、いろいろその他の機能も使えるのかと思います。

中学校でもタブレットが配布されて、個人カルテのようなものが来年度から始まり、子どもたちの心の問題などに適切に対応していくためのシステムが構築されていくんですね。ですから、そこに読書の記録を付けてやると、家族や教師がそれを見て学べるところがあるのかと思います。アイデアをお示しいただくことで、子どもたちの読書活動がさらに進むのかと伺っていて思いました。

答申案についてですが、(2)で学校として触れていただいてありがとうございます。教育長に読んでいただいて、ぜひご検討いただければと思います。

(秋山委員)

来年からどうのこうのではなく、徐々に進めていただければと思います。今聞い

たようなすばらしいものがありますので、ぜひ活用されていないもの、活用していない学校には活用されていくようにしていただいて、お金のかかることですから、いきなりでなく徐々に推進していただければと思います。

私も答申案の（２）は推しているので盛り込んでいただいてうれしいです。ぜひ学校図書館司書については、少しずつ変化があるように要望します。

パブリックコメントについて、１１月１日ぐらいにパブリックコメントを市民に出すということによろしいでしょうか。

（図書館長）

１１月中旬頃を想定しています。

（秋山委員）

市民参加を求めるということで、パブリックコメントの他はやりますか。

（図書館長）

パブリックコメントの他は、公募の市民の方がおられますので、こちらの審議会がもう一つの市民参加になります。

（秋山委員）

私は市民参加委員もやっていますが、パブリックコメントで市民参加を求めるとはすばらしいことですが、いつも残念に思うのはなかなか市民の方が見ないことです。市民に、より告知できるように概要版を作るなど工夫して周知していただきたいと思います。私たちもパブリックコメントに出す内容を協議したので、広く市民の皆様に見ていただきたいのでよろしくお願いします。

（図書館長）

通常、パブリックコメントは市役所情報公開コーナー、出張所、公民館、図書館に設置しますが、今回の計画は子どもの読書活動ということで、加えて小・中学校はもちろん、幼稚園、保育園、児童センターなどの子育て支援施設にも周知し、資料を配布してご意見をいただきたいと思っています。保育関係施設も増えましたので相当な数になるかと思っています。第１次計画の時も同じように行い、100件以上のご意見をいただきましたので、今回もそれぐらいのご意見を期待しています。

（秋山委員）

意見がたくさんあったということで安心しています。ぜひ皆様の目に留まるようによろしくお願いします。

（天農委員）

私は子育て支援センターの職員をやっていますが、パブリックコメントの資料はとても分厚いため、利用しているお母さんたちに見てもらえるのかといつも思ってしまいます。保育園などでも親御さんが送迎に来て、ぱっと帰るだけの状況なので、パブリックコメント全体に対してですが、もっと答えやすい工夫が出来ればと思います。

(秋山委員)

資料を持ち帰って、ゆっくり読めるとよいのですが。

(図書館長)

冊子そのものは、なかなか見ていただけないかもしれませんが、本日お配りしたような概要版を作成して見ていただけるようにします。資料をお持帰りいただけるかは確認しますが、市ホームページでも情報を公開します。

(土屋会長)

さらに概要版には詳しい冊子へリンクするQRコードも付けていただくということでもよろしいでしょうか。

では、残り時間も少なくなってきましたので、只今委員の皆様から伺いましたご意見を取りまとめ、事務局と確認の上、最終的には会長一任で答申とさせていただきます形でもよろしいでしょうか。

次に(2)その他について、事務局から何かございますか。

(生涯学習部次長)

3回に渡り、皆様にご審議いただいた第2次流山市子どもの読書活動推進計画の策定については、今回で最終回とさせていただきます。また、先程ご指摘いただきました計画素案及び概要版を修正したものは、10月中に図書館から委員の皆様にお示しできるようにと考えています。

なお、次回の会議については議題・日程が決定次第ご案内します。以上です。

(土屋会長)

以上で議事を終了します。皆様、お疲れ様でした。

(司会)

土屋会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第3回生涯学習審議会を終了します。

【17時 閉会】